

氏名（本籍）	Tanya Louise Park（ニュージーランド）		
学位の種類	博士（学術）		
学位記番号	博甲第 7137 号		
学位授与年月	平成26年 8月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	Architectural Preservation Process in Japan: Theoretical discourse and its application 日本における建築保存のプロセス：理論的議論とその応用		
主査	筑波大学教授	工学博士	稲葉信子
副査	筑波大学教授	博士（世界遺産学）	吉田正人
副査	筑波大学教授	博士（デザイン学）	上北恭史
副査	京都女子大学教授	工学博士	斎藤英俊

論文の内容の要旨

（目的）

本論文は、日本の木造文化財建造物の保存にかかる理念と技術の詳細を分析し、その特質を欧州の木造文化財建造物の保存との比較に基づいて明らかにすることにより、木造建造物のみならず、文化財である建造物全般の国際的な保存の理念と技術の進展に寄与する知見を得ることを目的としている。日本は、文化財保護の必要性を早くから認識し、そのための制度を19世紀半ば以来着実に発展させてきた。この一世紀半に及ぶ日本の経験は、制度においても技術においても欧州諸国に並ぶ優れた蓄積を残してきている。日本はまた、石や煉瓦に比べれば耐久性が劣る木材を主たる建築材料として用いているところから、オリジナルである材料の保存を原則としてきた欧州の保存理論に議論を仕掛ける存在として国際的に注目されてきた。しかしその一方で日本の情報を国際社会に伝達する外国語文献は極めて限られ、断片的な知識が不完全な理解のもとに、日本は特殊な存在として扱われてきた。本論文では、現時点における日本の木造文化財建造物の保存にかかる全般的な情報を収集、分析して、国際的な文脈において評価可能な情報として発信していく研究成果を得ることを目的としている。

（対象と方法）

本論文では、日本の木造文化財建造物の保存の理念と技術について、まず論の展開の前提となる批評の位置を定めるため、国際社会においてこれらがどのように扱われてきたか外国の国際的な言説に基づいて検証を行い、次いで日本における現状を保護制度、専門家養成システム、保存修復事業の設計監督技術・修理技術の各側面から情報を収集し、分析を行い、またノルウェーにおける木

造文化財建造物の保存修復事業の事例を比較対象として考察を発展させ、国際社会に貢献する日本の木造文化財建造物保存の理念と技術の特質を抽出することに努めている。

(結果と考察)

第1章は序論である。国際社会における文化遺産保存の理念にかかる議論の現在を俯瞰し、本論文の背景と目的について述べている。

第2章では、国際社会、特に欧州において日本の文化財保存の理念や技術がどのように扱われてきたかについて、関連する外国の国際的な言説をもとに検証を行っている。保存の理念において核となる真実性の概念を扱うにあたって、材料の真実性を原則としてきた欧州における言説では、木という材料の特性から生まれる条件においては大きな違いがないにもかかわらず、むしろ石造・煉瓦造建造物の保存との比較において、日本の保存修理は煩雑な材料の取替えを行っている事例、すなわち材料の真実性に対する意識が希薄な事例として常に象徴的に取り上げられる存在であったことを指摘している。

第3章では、日本の文化財保護制度の現状について国際社会に発信する基本情報を得る視点から、有形と無形の双方の領域を有機的に関連させて制度を発展させてきた日本の法制度、行政制度をその歴史とともに整理、分析している。

第4章では、前章に引き続き日本の文化財保護制度の現状について国際社会に発信する基本情報を得る視点から、日本の文化財建造物の保存において特に優れている点であり、木造建造物の保存修復事業の質の維持に大きく貢献している専門家養成システムをその歴史とともに整理、分析し、特質について論じている。

第5章では、国の指定文化財である護国寺月光殿（東京都文京区）の保存修復事業をケーススタディとして、日本の木造文化財建造物保存事業の設計監督技術・修理技術の実際について詳細な記録を作成、分析し、その特質について論じている。日本の木造建造物の保存修復事業においては、材料の真実性を追求する欧州とも共通する保存の基本理念のもとに、事業を監督する主任技術者（建築家）と伝統技術を伝える職人の緊密な協働が事業の質を確保していることを、国際的な視点から最も注目すべき特質として指摘している。

第6章では、ノルウェーの木造建造物の保存修復事業を比較研究のためのケーススタディとして取り上げている。ノルウェーでは、木という材料の特性に応じたきめ細やかな手当てを要求される木造建造物の保存において、日本が育ててきたような木造建造物の保存修復システムは確立されていない。その要因のひとつとして保存修復事業に必要な伝統技術の継承が保存の現場で担保されてこなかったことがあげられ、従って木造建造物の保存の理論と技術を有機的に関連させて発展させていくための基盤が失われてしまっている。その結果としての理論のみが先行して保存修復事業の現場、特に建築家と職人との乖離が進行している現状を指摘している。

第7章は、第2章から第6章までをまとめた結語の章である。理論が先行してきた欧州に対し、木造建造物が保存の対象の主体であった日本においては、無形文化財の領域でもある技術の継承も保存の理念の核となる真実性の確保のために重要な要素として、そのための選定保存技術などの制度の整備がはかられてきた。国際的な保存の理念の議論の場で真実性の概念の今後を語るにおいて、有形と無形の要素の関係を良好に築いてきた日本の経験が有効であり、そのことを発信していく必要があることを指摘して論文のまとめとしている。

審査の結果の要旨

(批評)

文化遺産の保存は19世紀に始まり、日本は欧州と歩調をほぼ同じくしてそのための制度と技術を発展させてきた。現在の国際社会における保存の理念は1964年に採択されたベニス憲章を規範とするが、そこで扱われている真実性の概念は世界遺産条約にも採用され、その解釈が現在の保存に関する研究領域の主要な課題となっている。この真実性の概念はこれまでは材料の厳密な保存においてその達成の程度が語られてきたが、これに文化の多様性や無形の価値（無形文化遺産）の重要性を語る立場から挑戦を仕掛ける形で日本の事例が断片的、かつ抽象的に利用されてきた。しかし本論文が指摘するように保存の理念は具体的な保存修復事業に貢献する形で語られるのが本来の姿であり、日本における経験を世界に発信していくポイントをどこに定めるかにおいて有効な視点を提供した点で評価される。また日本の木造文化財建造物の保存に関する外国語文献が少ない中で、現時点で収集可能な情報を英語でまとめた文献資料的価値も評価の対象とした。

平成26年7月16日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。